



平成 29 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社メディカルシステムネットワーク
 代表者名 代表取締役社長 田 尻 稲 雄
 (コード番号 4350 東証第一部)
 問合せ先 専務取締役 田 中 義 寛
 (TEL. 011-612-1069)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 2 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、連結子会社を統合する組織再編を実施することに伴い、当社定款第 2 条（目的）を一部変更するものであります。
- (2) 経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能をより明確に分離し、それぞれの機能強化を図ることを目的として執行役員制度を導入することに伴い、執行役員に関する規定を新設し、取締役員数の減員などの変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 (条文省略)	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
1 (条文省略)	1 (現行どおり)
2 医療器械、医療機器、医療用具、医療設備器具の販売及びリース並びに介護用品のレンタル	2 医療器械、医療機器、医療用具、医療設備器具、 <u>介護用品、リハビリテーション用機器、事務用機器、車両の製造、加工、リフォーム、販売、リース、レンタル及び賃貸業</u>
3～7 (条文省略)	3～7 (現行どおり)
8 <u>要介護老人、病院及び身体障害者に対する入浴、食事、その他の日常生活における介護サービスに関する業務</u>	8 <u>高齢者、患者及び身体障害者に対する食事の世話、洗濯、掃除、生活相談、入院通院介助、移送業務の受託、介護等に関する業務</u>
9 <u>高齢者及び障害者などのショートステイの経営</u>	9 <u>高齢者及び障害者などのショートステイ、有料老人ホーム及び高齢者専用住宅の設置経営</u>

現行定款	変更案
<p>10 <u>患者、障害者の移送業務の受託</u></p> <p>11～12 (条文省略)</p> <p>13 <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋及び管理</u></p> <p>14～15 (条文省略)</p> <p>16 <u>債権の売買</u></p> <p>17～18 (条文省略)</p> <p>19 <u>宿泊施設の管理、運営</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>20 (条文省略)</p> <p>第3条～第15条 (条文省略)</p> <p>第4章 <u>取締役および取締役会</u></p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第16条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>18名以内とする。</u></p> <p>第18条～第19条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>第21条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第28条～第44条 (条文省略)</p>	<p>10 <u>介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、日常生活支援総合事業及び居宅介護支援事業</u></p> <p>11～12 (現行どおり)</p> <p>13 <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理、運用及び鑑定</u></p> <p>14～15 (現行どおり)</p> <p>16 <u>金銭の貸付、各種債権の売買、債務の保証及びその他各種金融業務</u></p> <p>17～18 (現行どおり)</p> <p>19 <u>スポーツ遊戯施設、宿泊施設、飲食店等の経営及び旅行業</u></p> <p>20 <u>建築、土木工事の設計、施工及び管理</u></p> <p>21 <u>給食業務、食料品の卸及び小売業</u></p> <p>22 <u>あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうの施術所の経営</u></p> <p>23 <u>古物販売業</u></p> <p>24 <u>リネンサプライ業</u></p> <p>25 (現行どおり)</p> <p>第3条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第4章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u></p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>15名以内とする。</u></p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議により<u>取締役社長、その他取締役会が必要と認める役付取締役</u>を定めることができる。</p> <p>第21条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第28条 <u>当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第29条～第45条 (現行どおり)</p>

3. 日程

第19回定時株主総会開催日 平成29年6月23日
 定款変更の効力発生日 平成29年6月23日

以上